令和4年度 大熊町土地利活用検討業務委託 特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、「大熊町土地利活用検討業務委託」に適用する。 本特記仕様書に明示なき一般事項は「福島県土木部共通仕様書(業務委託編)」に基づく。

第2条 業務の目的

大熊町を南北に縦断する常磐自動車は、平成27年3月に常磐富岡IC~浪江IC間が開通し、平成31年3月には復興への支援、緊急時の避難路確保、除染事業等の加速化等を目的として大熊ICが開通している。大熊IC開通に合わせて、大熊ICに近接する駐車場(以下、「大熊IC駐車場」という。)を整備しており、現在は環境省にて中間貯蔵輸送車両の一時待機場所として利用しているところである。

本業務は、将来的に大熊IC駐車場及び大熊IC周辺地区の有効活用を図り、大熊町の 更なる復興と活性化、住民の帰還や移住定住に繋げることを目的として、大熊町の現状及 び施策、他地域の事例等を踏まえて、土地利活用策を検討し、その実現に向けた事業手法 や課題の整理をするものである。

第3条 管理技術者·照查技術者

- 1. 管理技術者については、下記の(1)に示す条件を満たすものであり、(2)の実績を有する者であること。
- (1) 下記のいずれかの資格を有する者
 - ・技術士(総合技術監理部門(建設-都市及び地方計画)又は建設部門(都市及び地方計画)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ・R C C M (都市計画及び地方計画部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
 - ・国土交通省登録技術者:「業務:計画・調査・設計」に登録のある資格を有している者。
- (2) 平成29年度以降公示日までに完了した業務のうち、国または地方公共団体等が発注した 以下に記載する「同種又は類似業務」の実績を有する者(元請けとして実施した業務。ただ し、照査技術者として従事した業務は除く。設計共同体の場合は、代表者について1件以上)。

同種業務:土地利用計画検討業務または土地利用構想検討業務

類似業務:地域活性化に資する施設(道の駅等)の基本計画検討業務

- 2. 照査技術者については、下記の(1)に示す条件を満たすものであり、(2)の実績を有する者であること。
- (1) 下記のいずれかの資格を有する者
 - 技術士(総合技術監理部門(建設-都市及び地方計画)又は建設部門(都市及び地方計

画)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

- ・RCCM(都市計画及び地方計画部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- ・国土交通省登録技術者:「業務:計画・調査・設計」に登録のある資格を有している者。
- (2) 平成29年度以降公示日までに完了した業務のうち、国または地方公共団体等が発注した 以下に記載する「同種又は類似業務」の実績を有する者(元請けとして実施し、管理技術者 または照査技術者として従事した業務。設計共同体の場合は、代表者について1件以上)。

同種業務:土地利用計画検討業務または土地利用構想検討業務

類似業務:地域活性化に資する施設(道の駅等)の基本計画検討業務

第4条 履行期間

本業務の履行期間は契約の日から令和5年3月17日までとする。

第2章 業務内容

第5条 業務内容

1. 計画準備

業務実施に当たり、業務目的・主旨を把握した上で、業務実施に必要な事項等を整理した業務計画書を作成するものとする。

2. 現地踏査

設計図書に示す項目に関して現地踏査を実施し、大熊IC駐車場及び大熊IC周辺(以下、「業務対象区域」という。)の状況について把握するものとする。

なお、詳細な業務対象区域は発注者との協議により決定するものとする。

3. 基本的条件の整理

上位・関連計画の位置付けや業務対象区域の基本的条件を整理し、本事業を検討する上で前提となる事項について取りまとめる。

(1) 上位・関連計画の整理

大熊町復興計画等での業務対象区域の位置付け、大熊町にて現在進めている復興に向けた取組みや施策等を整理するものとする。

(2) 社会的・物的条件の整理

自然・地形、歴史・風土、人口、交通環境、土地利用制限、避難指示解除、除染状況等、大熊町や業務対象区域の各種条件について整理する。

4. 類似先進事例の調査

地域や利用者からの評価が高く、地域の賑わい創出に寄与している等、業務対象区域の

土地利活用に参考となる類似事例や先進事例を抽出し、特徴や事業手法等について整理するものとする。

5. 土地利活用方針の検討

「基本的条件の整理」、「類似先進事例の調査」を踏まえ、以下の項目について、業務対象区域の土地利活用方針を検討する。

(1) 土地利活用のコンセプトの検討

大熊町の更なる復興と活性化、住民の帰還や移住定住の促進を図るため、業務対象区域に求められる役割や機能を整理した上で、土地利活用のコンセプトを検討する。

(2) 導入機能等の検討

導入機能及び施設規模等の土地利活用策を検討する。なお、活用策の検討に当たっては、複数案の検討を行うと共に、段階的利活用の実現可能性についても検討を行うものとする。なお、検討に当たってはゼロカーボンによる復興の推進等、町の施策を最大限反映させるものとする。

(3) ゾーニング計画の検討

導入機能及び施設規模の検討結果を踏まえ、各機能の整備・配置方針を検討し、土地 利活用対象範囲の検討及び機能的なゾーニングを検討するものとする。

6. 検討会資料作成、運営補助

業務対象区域の土地利活用を検討するため、大熊町関係課及び関係機関による検討会開催を予定している。受注者は、資料作成及び議事取りまとめ等の運営補助を行うものとする。なお、検討会は3回を想定している。

7. 整備手法の検討

土地利活用方針の検討を踏まえて、民間事業者の参画、整備後の維持管理を考慮し、効率的かつ適切な整備手法について検討を行うものとする。

8. 事業計画の検討

概算事業費及び事業スケジュールについて取りまとめるものとする。

9. 課題等の整理

実現に向けた課題及び次段階での検討事項等を整理するものとする。

第6条 打合せ

打合せ回数は4回以上行うものとし、業務着手時及び完了時には管理技術者が出席する ものとする。

第3章 その他

第7条 成果品の提出

本業務の成果品は以下のものとする。

1. 報告書(紙媒体): 2部

2. 電子媒体 : 2部 (CD-R等)

3. その他発注者が指示するもの。

第8条 貸与資料

本業務の貸与資料は以下のものを想定しているが、受注者は貸与した資料の取扱い及び保管には充分注意を払い、業務終了後は速やかに返却するものとする。

- 1. 大熊町第二次復興計画改訂版
- 2. 大熊 I C計画図
- 3. その他業務履行上必要な発注者の所有する資料

第9条 協議事項

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合または、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者の協議によるもとする。

大熊町土地利活用検討業務委託 位置図

